

意見書案 第10号  
令和4年9月26日

長岡京市議会議長

三木常照様

発議者 二階堂 恵子  
進藤 裕之  
川口 良江  
広垣 栄治  
小原 明大  
住田 初恵  
中村 歩  
山本 法政

意見書の提出について

郵便等投票制度の対象拡大を求める意見書（案）  
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

(意見書案 第 10 号)

郵便等投票制度の対象拡大を求める意見書（案）

郵便等投票制度の対象については、「身体に重度の障害を持つ者」として、基準を満たす障がい者と戦傷病者、および要介護5の者が対象となっている。しかし、要介護4以下の有権者からも、「投票に行けないのであきらめた」との声があがっている。

平成29年、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告では、要介護4の96%、要介護3の80%が「寝たきりに近い者」と判断されるとし、要介護3以上を郵便等投票の対象とすることが適当だとした。不正投票の懸念についても、「要介護者への郵便等投票の対象拡大後、特段不正事例は見当たらず」としている。

全国市区選挙管理委員会連合会も、郵便等投票の対象者を要介護3まで拡大する要望を、平成25年から国に対して行っている。高齢化の進展に伴い、要介護者は増え続けており、現状のままでは投票したくても困難な有権者が増える一方である。

よって国におかれては、郵便等投票制度の対象を要介護3以上へと拡大されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月26日

京都府長岡市議会

宛先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣